

電気料金メニュー約款の変更について

平素は「eコトでんき!」をご利用いただき有難うございます。

掲題の件、弊社ではこの度、電気料金メニュー約款の内容を見直し、2022年4月1日より以下の通り改定させていただきますので以下の通り予めお知らせいたします。

1. 変更の対象となる約款

- (1) 電気料金メニュー約款 (電灯)
- (2) 電気料金メニュー約款 (低圧電力)

2. 変更の概要

電力の安定供給を目的とし、資源価格を適切に反映するために燃料費調整額の算定に用いる上限価格を撤廃します。また、燃料費調整額の算定方法に係る詳細を追記いたします。

※燃料費調整制度とは、石油、石炭、天然ガスなどの火力発電燃料の価格変動に応じ、毎月自動で電気料金を調整する制度です。燃料価格が上昇した場合は燃料費調整額を加算し、燃料価格が低下した場合は燃料費調整額を差し引き、電気料金を算定します。

※弊社は市場連動型プランを導入しておりません。日本卸電力取引場 (JPEX) の取引価格がお客様の電気料金に反映されることはありませんので、ご安心ください。

<燃料費調整単価の例>

2022年3月の四国電力管内における燃料費調整単価：2.35円/kWh

平均燃料価格：39,000円/kl…①

基準燃料価格：26,000円/kl…②

四国電力管内の基準単価：1契約につき最初の11kWhまで 2.156円

上記をこえる1kWhにつき 0.196円…③

燃料費調整単価 [円/kWh] = (平均燃料価格① - 基準燃料価格②) × 基準単価③ ÷ 1000

2.35円/kWh = (38,000円 - 26,000円) × 0.196円 ÷ 1,000

3. 変更の効力発生日

2022年4月1日(金) (2022年5月検針～6月ご請求分より)

4. 本変更後の本約款の掲載先

URL：<https://shikoku.e-koto-denki.jp/>

5. 本件に関するお問合せ先

伊藤忠エネクスホームライフ四国株式会社

担当部署：営業部 販売課

電話番号：089-934-1321 (月曜日～金曜日 9:00～17:00 祝祭日除く)

メール：hl-shikoku_denryoku@grp.itcenex.com

【 電気料金メニュー約款（電灯）の変更内容 】

	現行	変更後
・別紙2 燃料費調整	<p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ=別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (Y - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>	<p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ=別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.2104
	β	0.0541
	γ	1.0588
燃料価格	X	26,000
	Y	39,000
基準単価 (1キロワット時につき)		19銭6厘

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。なお、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とし、最低料金適用電力量とは1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値	
係数	α	0.2104	
	β	0.0541	
	γ	1.0588	
燃料価格	X	26,000	
基準単価	最低料金が適用される契約種別の場合	1契約につき最初の11キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	2円15銭6厘 19銭6厘
	最低料金が適用されない契約種別の場合	1キロワット時につき	19銭6厘

・燃料価格 Y を削除

・基準価格の適用条件について詳細を追記

【 電気料金メニュー約款（低圧電力）の変更内容 】

	現 行	変 更 後
・別紙2 燃料費調整	<p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ=別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (Y - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>	<p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ=別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.2104
	β	0.0541
	γ	1.0588
燃料価格	X	26,000
	Y	39,000
基準単価 (1キロワット時につき)		19銭6厘

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。なお、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とし、最低料金適用電力量とは1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値	
係数	α	0.2104	
	β	0.0541	
	γ	1.0588	
燃料価格	X	26,000	
	Y	39,000	
基準単価	最低料金が適用される契約種別の場合	1契約につき最初の11キロワット時まで 上記をこえる1キロワット時につき	2円15銭6厘 19銭6厘
	最低料金が適用されない契約種別の場合	1キロワット時につき	19銭6厘

・燃料価格 Y を削除

・基準価格の適用条件について詳細を追記